

さいたま市立美園南中学校 P T A 慶弔規定

第 1 条 本会の会員として、P T A 活動に功労のあった場合、感謝状を贈る。

第 2 条 本会は、会員および生徒の慶弔並びに教職員の転退職に際し、つぎの相当額を贈り、慶弔見舞、感謝の意を表す。

- | | |
|--|------------|
| (1) 会員並びに会員の配偶者の死亡の場合 | 5, 0 0 0 円 |
| (2) 生徒の死亡の場合 | 5, 0 0 0 円 |
| (3) 教職員が扶養している両親および、子女の死亡の場合 | 5, 0 0 0 円 |
| (4) 教職員が病気または傷害で、ひきつづき 3 週間以上休んだ場合 | 5, 0 0 0 円 |
| (5) 生徒が病気または傷害で、ひきつづき 3 週間以上休んだ場合 | 5, 0 0 0 円 |
| (6) 会員で、火災、水害等不慮の災害にあった場合 | 5, 0 0 0 円 |
| (7) 教職員の結婚の場合 | 5, 0 0 0 円 |
| (8) 教職員および配偶者の出産の場合 | 5, 0 0 0 円 |
| (9) 教職員の転任、退職に際しては、教職員の在職期間 1 年については 2, 0 0 0 円、在職期間 1 年を超える分については、1, 0 0 0 円を加える。
但し、5, 0 0 0 円を限度とする。 | |
| (10) 本規定により受けた金品に対しては返礼を要さない。その他、必要と認められる件については、理事会の協議によるものとする。 | |

第 3 条 前条の金額については、必要に応じ理事会にはかり変更する。

第 4 条 その他、慶弔見舞の範囲の判断については会長に一任する。

* 本規定は平成 3 1 年 4 月 1 日より実施する。